

○蕨市文化活動事業資金条例実施要綱

平成2年12月25日教育委員会要綱第2号

改正

平成28年3月23日教委要綱第3号

蕨市文化活動事業資金条例実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蕨市文化活動事業資金条例(昭和55年蕨市条例第1号。以下「条例」という。)第4条第2号及び第3号に規定する各種の文化活動事業を行う団体及び個人(以下「文化団体等」という。)に対する助成事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、別表第1に掲げる文化活動事業を行う文化団体等で次の要件を備えたものとする。

- (1) 市内に住所又は活動の本拠を有すること。
- (2) 一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがあること。
- (3) 団体にあつては、規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。

2 前項各号の規定にかかわらず、蕨市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認めた文化団体等は助成の対象とすることができる。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、別表第2に掲げる事業とする。

2 前項に規定する事業が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としないものとする。

- (1) 主に営利を目的とするとき。
- (2) 特定の政治、宗教活動を目的とするとき。
- (3) 当該事業の実施に必要な経費のうち、本要綱に基づく助成金を除く額を調達できる見込みがないとき。
- (4) 当該事業について、国庫補助金又は県補助金を受けているとき。

(助成金の額等)

第4条 助成対象事業に対する助成金の額は、当該事業に要する経費の2分の1以内の額で、30万円を限度とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、蕨市文化活動事業助成

金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書の提出期限は、事業実施前年度の2月末日とする。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めたときはこの限りではない。

（助成金の交付決定）

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を条例第5条に規定する蕨市文化活動事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査を経た上で、その適否を決定し、蕨市文化活動事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の変更等の承認申請）

第7条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、蕨市文化活動事業変更等承認申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（助成金の変更等の承認）

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を選考委員会の審査を経た上で、その適否を決定し、蕨市文化活動事業変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消し、又は変更した場合は、蕨市文化活動事業助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 教育委員会は、助成金の交付を決定したときは、概算払により速やかに助成金を交付決定者に交付するものとする。

（助成金の実績報告）

第10条 交付決定者は、当該事業が終了してから30日以内に、蕨市文化活動事業助成金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 教育委員会は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業が交付決定の内容に適合すると認められたときは、交付する助成金の額を確定し、蕨市文化活動事業助成金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(助成決定の取消し等)

第12条 教育委員会は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を蕨市文化活動事業助成金返還命令書（様式第8号）により返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容に違反したとき。

(書類の保管)

第13条 助成金の交付を受けた者は、当該助成に係る書類、帳簿等を交付決定の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成3年度以降の文化活動事業に対する助成から適用する。

附 則（平成28年3月23日教委要綱第3号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

助成対象となる文化活動事業の範囲

| 項目 | 対象範囲 |
|----------------|---|
| 1 芸術文化の振興 | 1 美術（絵画、彫塑、工芸、写真、書等）の展覧、発表等 2 音楽（謡曲、詩吟、民謡等）の公演、発表等 3 演劇（演芸等）の公演、発表等 4 舞踊（日舞、バレエ等）の公演、発表等 5 映像（映画、ビデオ等）の製作、上映等 6 文学（小説、詩、短歌、俳句、随筆等）の出版等 |
| 2 伝統文化の継承保存 | 1 文化財の保存、紹介 2 郷土芸能、伝統的な行事などの振興 3 郷土の民話、伝説、うたなどの発掘、継承 4 郷土の民芸品、工芸品などの普及、振興 5 郷土史の研究、編さん |
| 3 地域文化の創造と国際交流 | 1 地域文化の向上を図る活動事業 2 生活文化の向上を図る活動事業 3 青少年健全育成を図る活動事業 4 海外と文化交流を図る活動事業 5 国際意識の向上を図る活動事業 |

別表第2（第3条関係）

助成対象事業

| 事業名 | 事業内容 |
|------------|---|
| 1 活動成果発表事業 | 活動成果発表のための展示会、演奏会等を主に市内で開催すること。 ただし、特定の流派、会員等に係る事業は原則として対象外とする。 |
| 2 地域文化推進事業 | 郷土の文化活動の振興のため助成を必要とする場合 生活文化活動の振興のため助成を必要とする場合 青少年の文化活動事業で助成を必要とする場合 |
| 3 国際交流事業 | 団体が、市内の青少年を対象として海外交流派遣事業を開催すること。 団体が、市民の国際意識の高揚を図るため、市民を対象として講演会、講習会、展示会等文化交流事業を開催すること。 団体が、団体の活動目的として、国際交流を図ること。 |

（注）助成対象事業として該当するが、当分の間、除外になる事業

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------------|---|
| 1 伝統、郷土芸能団体 備品整備事業 | 指定文化財等で団体がその活動に必要な備品の購入又は修理をすること。（伝統、郷土芸能用具を含む。） ただし、印刷器具など事務用品は対象外とする。 |
| 2 刊行物、映像物等発 行事業 | 文学、郷土史、民俗、伝説及び動植物の研究に関する刊行物を発行、出版すること。（未発表のもの） 文学、郷土史、民俗、伝説及び動植物の研究に関する映画、ビデオ等を製作すること。 |

- 様式第1号（第5条関係）
- 様式第2号（第6条関係）
- 様式第3号（第7条関係）
- 様式第4号（第8条関係）
- 様式第5号（第8条関係）
- 様式第6号（第10条関係）
- 様式第7号（第11条関係）
- 様式第8号（第12条関係）